

芸術文化観光専門職大学履修手続及び試験・成績に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修手続及び試験・成績について必要な事項を定めるものとする。

(履修手続)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎年度の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。
- 3 合格した科目については、履修科目の登録を行うことができない。
- 4 履修科目の登録を行うことのできる単位数は、通年 48 単位以内とする。
- 5 第4項の規定にかかわらず、履修登録時の通算 GPA が 3.0 以上の成績優秀であって学部長が特例として許可したときは、2年次以降それぞれの年次において、履修科目の登録を行うことができる単位数を、通年 56 単位以内と読み替えることができる。

(試験)

第3条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

- 2 学生は、履修科目の登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

(成績)

第4条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

標語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60 点未満	不合格

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。
- 4 海外語学研修の評価は、合格又は不合格で表す。

5 学則第 16 条及び第 17 条に規定する授業科目の評価は認定をもって表す。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。